



埼玉だより

協会けんぽ

職場内で掲示・回覧をお願いします。

保険証のご提示で！



お得な
サービスが
受けられます

check!

令和5年度 健康診断のご案内



生活習慣病予防健診

《対象》35歳～74歳の被保険者(ご本人)様

一般健診
自己負担額

軽減前

最高
7,169円

令和5年4月から

軽減後

最高

5,282円

自己負担が軽減されます！

健診受診までの流れ

1

ホームページ
もしくは案内パンフレットで
健診実施機関を確認



健診実施機関は
こちら▼



※健診のご案内は事業所へ
令和5年3月下旬にお送りします。

2

受診を希望する
健診機関に電話で予約



生活習慣病予防
健診の予約を
したいのですが
...

※協会けんぽへの連絡は不要です。

3

健診日当日は、
保険証を忘れずに！



特定健診(特定健康診査)

《対象》40歳～74歳の被扶養者(ご家族)様

健診受診までの流れ

1

ホームページ
もしくは案内パンフレットで
健診実施機関を確認



健診実施機関は
こちら▼



※特定健診受診券(セット券)は
被保険者様のご自宅に令和5年
4月下旬にお送りします。

2

受診を希望する
健診機関に電話で予約



特定健診の
予約を
したいのですが
...

※協会けんぽへの連絡は不要です。
※自己負担額は健診機関によって異なります。

3

健診日当日は、保険証と
受診券(セット券)を
忘れずに！



退職後は保険証の使用はできません！



保険証が使用できなくなる時

被保険者(ご本人)様

- 退職した日の【翌日】から
- 75歳になった日から

被扶養者(ご家族)様

- 被保険者様が退職した日の【翌日】から
- 就職等により被扶養者でなくなった日から
- 被保険者様または被扶養者様が75歳になった日から

例 令和5年3月30日に退職する場合



3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

3月31日以降、 保険証は使用できません！

有効期限の切れた保険証を医療機関等で使用した場合、後日、医療費をお返しいただくことになります。

退職される際や、被扶養者(ご家族)様が扶養から外れた場合は、
社会保険事務のご担当者様へ速やかに**保険証の返却**をお願いいたします。

社会保険事務ご担当者様へ

回収

ご退職または扶養から外れる加入者様の**保険証は必ず回収**してください。

返却

保険証は被保険者資格喪失届または被扶養者(異動)届に添付のうえ、
日本年金機構へ必ずご返却ください。

※電子申請でお手続きをされた際は到達番号の記載のある状況確認画面を添付のうえ、
保険証の返却をお願いいたします。

重要

令和5年1月から傷病手当金等の申請書(届出)様式が変更となりました。
ご提出いただく際は、新様式をご使用ください。



全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2
大宮情報文化センター(JACK大宮)16階
電話(代表) **048-658-5919**